

第二節 寶永の地震と本郡

寛永四年七月十日、星月を貫く。八月十二日、雨甚しく、十九日大風、九月十二日大風雨、海濱の堤潰え、家屋破損す。十月三日の夜天晴れて月見えず。四日殊の外暖かにして、單物を着る。未の時地大に震ふ聲は電の如く、地裂け水湧出す。河海に瀕へる砂地特に甚し。

木太詰田川東大路拆くること六尺餘。山下堅原粘土拆くと雖甚しからず。五劍山東の二峯崩墜して火光電の如く、響遠く聞ゆ。墓石は悉く倒れ、井筒皆突出し、家屋牆壁を壊崩し、結構堅固なりと雖一として傾かざるなし。翌日より、少しづつ震る事度々なり。海潮多く満ちて、常より五六尺高く、堤も破るもの多し。又流言あり、近日又大震あり、高汐來るべし、と人々恐れて假屋を作り、米を携へ、海汐來らば山へ逃べしと用意したり。此時近畿は元より、駿遠參も甚しく、十一月廿三日には、富士山噴火して、江戸爲に晝も暗かりきといふ。

第三節 享保の大風雨

享保七年六月二十三日、大風雨あり。八月十四日、又前の如し。同月二十二日、雨甚しく、二十三日に至り、大風雨となり、堤防盡く潰え、田野海の如きこと三日、山崩れ、谷壘がり、民流散し、溺死者實に百餘人に及び、牛馬の類亦災に逢ふもの多し。而して、本郡木太、春日海濱の細民は堤壞れて、海水其の居を浸せし故、草屋を路傍に建て、避難す。藩主松平頼豊公之を見るに忍びず、各戸に二方金を賜ふて、之をいたはれり。十月五日、奥野林大夫をして、木太春日に堤防を築かしめしが、十二月下旬に至りて成れり。

第四節 本郡鹽田の開拓

延喜式讚岐の調の中に、鹽を奉りしこと見えたり。されば、讚岐に鹽の産することは、其の由來甚遠きにや。雲根志前編卷二に、石鹽は自然の鹽なり。讚岐國山田郡瀉元村にあり、云々と見え、謠曲八島に八島の浦なる鹽屋とあり、名勝圖繪には、相引(前畧)生駒家の時此處に堤を築

次郎も亦藩のため歎願書を朝廷に捧げんと、大阪に至り、書を井上馨に致せり。後間もなく、勅命ありて、頼聰の罪を免し、優渥なる聖旨は傳へられて、城地を還し、官位を復せしめらる。

蓋し良音僧正、太田次郎の奔走、與りて力ありしと云ふ。而して、此の役、本郡の從軍者の明かなる者は古高松村王墓間島虎雄なり。

第十三節 寅の年の大水

慶應二年八月、大洪水あり。寅の年の大水とて、今も古老の口にする所なり。この雨八月一日より降り初め、七日より八日に至りて、更に大暴風雨となり、夜に入りては、濁水蕩々として、山野に漲り、新川春日川の如きは、各所に決潰あり。下流地方は、舟を以て避難往來し、海の如く水を湛ふること三日に及び、農作物の損害、人畜の死傷各所にあり。

今勤王家木内龍山の圓座小橋家に宛てたる書翰によりて、當時の狀況を示せば、左の如し。

此方近隣は、洪水汎溢し、大困亂中には、死人も少々、田土流亡致し、(中略)本家(揚氏)より、

下は一里山王墓迄、別して深く、上は新田諏訪山下にて、新川堤潰え、夫より二三ヶ所にて決破、下は百石(百石新開)より西鴻元邊迄、大海の如くにて、今日に至りては、新開筋位に相成候、由誠に數十百年來の大變に御座候。最早追々涸落いたし候間、御放懷下さるべく候。下畧

八月十日

第三節 天地災變

一 明治廿七年の旱魃

明治廿七年には外に日清役あるに内には又た大旱魃さへありて農家は大に苦しむたり。

此の春四月廿六日降雨ありて以後、春夏の候に雨なく、溜池水の著しく減耗せしに六月七日小雨あるまで、打續く炎熱に温度益々上昇し、稻植附はなせしも雨らしき雨は九月十日までなく、百三十五日の旱魃なり。池底乾き、井堀も涸渴して汲むに水なきに至り、農家は少量の水を土瓶に入れて、稻株を潤ほすに至りしが、其の効なく、禾稻出穂に至らずして枯死し、收穫皆無の悲況を呈したるもの枚擧に遑あらざりき。本郡

の多くは灌漑を池水に仰ぐを以て、特に大害を蒙りたり。

二 明治廿九年の洪水

八月三十日本縣に暴風雨あり。午後四時より同十時に至るまでの間に於て、非常に烈しく、豪風を降らし、其の水量は南境山岳部に頗る多大にして、北部海岸地の二三倍を示し、忽ちにして洪水氾濫して、近來未曾有の水害を被りたり。

三 明治三十年の大雨

九月二十九日の雨は、多度津測候所の實測によれば、此の一日の降雨量百八十四糎に達する大雨なりき。されど此の雨沿海地に暴瀉し、川源地たる南方山岳部には少かりしを以て、昨秋のもの、如く洪潦氾濫の慘狀は呈せざりき。

四 明治三十年浮塵子の被害

當年七八月の頃、稻田に浮塵子の發生ありしも、未だ該虫に對する經驗に乏しく、これが驅除の方法さへ明かならず。とかくする中に蕃殖甚だしく、縣令を以て石油に菜油を混じて稻の根本を洗ひ、之が驅除せしめしが、後石油の効大なるを以て之を用ひ、幼虫には注油驅除を行ひ、成虫には幕狩驅除を連續して、一齊驅除を行ふ等、農家の全力を盡し、効もなく、出稻期に至り、稻の成熟を害せんことを恐るもの等ありて、驅除

法徹底せざるもありて、遂に大害を被り、其の收穫は平年の半に過ぎざるに至り、刈取後は稻藁及び田地の畔草を焼く等、來年度の豫防にも盡したる爲、次年度に於ては大害を見ずして止みたり。

五 明治三十二年の大風

明治三十二年八月二十八日に襲來せる大風は、當地方に於ける稀有のものなり。この日、朝來天候急變して、次第に險惡となり、午後八時頃、東方の烈風は、雨を交へて天候益不穩となり、雷光は閃々として午後九時頃に至り、風力頓に減退したりと見る間に、風向は西に轉じて極めて猛烈なる颶風となり、樹を折り家を倒して多數の死傷者を出したる後暫くにして風力又減退し、翌朝までに漸次減じて晴天となれり。當時多度津測候所の觀測によれば、一秒時間の風力實に五十二米に至れりと。かくの如く、近來稀有の大風なりしも、短時間なりし爲、農作物の被害は比較的少かりしも、出水のために被りたる損害は、河川の堤防決潰、道路の破損等多く、死傷者達もありて畏くも陛下の宸襟を惱し奉り、特に勅使を差遣せられて不幸者に金錢を下賜せられたる程なりき。以て其の慘狀の甚しかりしを察すべし。

六 明治四十年の大雪

明治四十年二月十一日には、近來未曾有の大雪あり。元來、本縣は氣候溫暖なるを以て南方の山岳部の外平地の如きは積雪二三寸となることさへ稀なるに、十日午前十一時頃より雪降出し、其の夜甚しく降り頻り、翌朝は一面の銀世界と化し、十一日は明けて小降となりしも、遂に同日午後六時半頃迄は止まざりき。此の間實に三十一時間、平地の積雪は約一尺に及び山地に至れば一尺八寸乃至二尺以上にも達したる所ありて、十三日の正午頃迄地上に残れり。蓋し本郡に於けるかくの如き大雪は古來稀有のことにして、古老も耳にせざる所なりと。

七 大正元年の大水

大正元年九月二十一日、朝來雨降り、風さへ加はり、夜に入り雨は益烈しく、夜半前の雨は殊に甚しく、諸山より流れ下る水は飛瀑の如く、急水谷川に溢れて、奔馬の如し。河川氾濫して所々に決潰せんとせしかば、鐘をつき太鼓を敲きて急を告げ、人々協力して防水に努めたるも、川幅狭く堤防敷をなせる諸川は、此の大水を排出する能はず、忽ち橋梁を流し、堤防を破り、家屋を流し、農作物を埋め、田野は宛ら海の如く、實に悽慘なる状態を呈し、翌日に至り、降雨は息むと雖減水せず、舟を以て往來すること實に兩三

日に及べる所あり。此の洪水による郡内被害の主なるものは、河川堤防の決潰、橋梁の流失及び墜落、道路及び護岸の破壊、建物の流失、船舶の流亡、田畑の荒廢に歸したるもの、稻作の損害等實に甚しく彼の寅の年以來の大洪水といふべし。

八 昭和六年の大雪

二月九日午後二時半頃より雪降り初め、十日午前七時に至りて止む。この雪縣下山間部は一尺より一尺五六寸、本郡は積雪庭上にて七寸五分、屋上にて九寸あり。明治四十年以後二十四年目の珍しき大雪にして、殆んど全國的なり。被害も相當あり。

因にこの雪東京は四寸 千葉七八寸 越後一尺二寸 箱根一尺四五寸 伊勢七寸 奈良八寸 金剛山二尺 六甲山一尺以上 尾道一尺

九 昭和九年の旱魃

五月十三日降雨ありてより、入梅期も雨少く、七月十三日まで約六十日間旱魃し、此の日の雨に後れながら一齊に農家田植をなす。

以後又四十八日の旱魃にて、前後百八日の日照りに、木下縣知事は善通寺山砲隊に依頼して、實彈射撃による雨乞をなし、各町村も亦山々に焚火して、雨乞をなせり。九月一日に坪當り四斗の降雨ありて、長き旱魃苦を解消せられたり。

これが爲、本郡の被害田面積は三千九百五十五町歩に達し、被害なき面積僅かに一千九百九十七町歩。稻作收穫皆無の田地も多數に上りたり。

一〇 昭和九年の颱風

九月十二日、南洋マリアナ群島の南方洋上に現れたる颱風は、初めは西北西に進み、次第に北に偏り、遂には北西に進行して、十九日の夜半には、沖繩の南南東方約二百軒の洋上に達して、其の方向を北東に轉じ、二十一日の早曉土佐沖に殺到す。この颱風の中心は、室戸岬の西方に上陸して、徳島市の西方を通り、淡路島を縦貫して、兵庫縣より北越に出で、頗る猛烈なる暴風雨を伴ひて、室戸測候所にては、二十一日午前五時十分風速毎秒四十五米を示せり。

これが爲、大阪、京都の兩府兵庫和歌山の兩縣下にては、小學校の倒壊されしもの多數にして、學童の被害多く、大阪灣は、高潮のために浸水し、家屋の破壊と溺死者頗る多く、慘狀眼を蔽はしむるものありき。

この風水害のため、本郡の受けたる損害は、死者二名、傷者十二名、住家の倒壊四十九、船舶漁船の破壊六十九に及び、天皇皇后兩陛下より縣下に八千圓、本郡に金六百九十圓の御下賜金ありたり。